

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	16
法令名	河川法	根拠条項	第29条第1項		
許認可等	河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>第29条 第23条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建河政発第52号建設省河川局長通達)</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(8) 第29条第1項(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限または許可)の審査基準について</p> <p>第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。</p> <p>河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合</p> <p>イ 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。</p> <p>ロ 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。</p> <p>河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積しまたは設置する場合</p> <p>イ 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。</p> <p>ロ 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第53号・建設省河治発第73号・建設省河開発第118号・建設省河砂発第50号建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防防備課長通達)</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>(6) 第29条第1項(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可)関係</p> <p>局長通達五(8)の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為として、第16条の8第1項の規定により河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合のうち、雪を堆積する行為については、次の全ての要件を満たす場合に限り許可するものであること。</p> <p>堆積しようとする主体が原則として国、地方公共団体その他の公的主体であること。</p> <p>堆積しようとする量及び位置が、融雪期における流水の流下を妨げず、また、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。</p> <p>排雪作業により付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。</p> <p>汚物若しくは廃物を投棄しないこと。</p>					